



マチレット

2026
前橋市

パパ・ママ子育て 応援ブック



「前橋市こども家庭センター」は、
妊娠、出産から子育てについての総合相談窓口です。

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉が連携・協働して、切れ目のない一体的な相談支援を行います。妊娠・出産・子育てなどでお悩みの場合は、ひとりで抱えず、お気軽にご相談ください。

場所 前橋市保健センター2階窓口

時間 平日9時～17時

妊娠・出産・子育てに関する相談 027-220-5710

家庭児童に関する相談 027-223-4148

保育施設に関する相談 027-220-5705

妊
娠

出
産

子
育
て

乳
幼
児

相
談

保
育

交
流

障
が
い

ひ
と
り
親

就
学

園
一
覧
等
学
校

疾
病
一
覧

そ
の
他

案
内
図



のびのびと **楽しく!**

成長していく子どもたちのために

大胡第3こども園

子どもたちの最善の利益を追求し、
保護者の方々が安心して子どもを育てられるような
環境づくりをいたします。

全国的にも
めずらしい! **色彩指導**



色彩カードを使って、
感性や自主性を育みながら、興味を引き出し、
「創造力、分析力、プレゼン力」を
自然と養います♪



令和8年度入園式



キッズヨガ・ダンス



その他、教育・保育

- 保健指導 ● 食育 ● 音楽指導
- 運動遊び ● フラメンコ ● 和太鼓
- 鼓隊 ● 仏教行事 ● 読み聞かせ…などなど♪



職員研修

ご見学などお気軽にお問い合わせください

027-284-0055

【定員】120名(1号15名含)入園ご相談ください

幼保連携型認定こども園
社会福祉法人 清香会
大胡第3こども園
〒371-0221
前橋市樋越町701-2



もくじ

■ 妊娠したら	2
(妊娠した場合の手続き、相談、教室等)	
■ 赤ちゃんが生まれたら	4
(出生届、福祉医療、出産育児一時金、児童手当等)	
■ 子育てを応援します	7
(家庭訪問、各種教室、こどもの発達相談、ファミリー・サポート・センター等)	
■ 健診・予防接種	14
■ 大切な子ども達をみんなで守りましょう!	17
■ こどもに関する相談先等一覧表	19
■ 保育施設	22
(保育施設、認定こども園)	
■ 幼児教育・保育の無償化	23
(保育料関係等)	
■ その他の保育制度は	24
(休日保育、一時預かり、ショートステイ、病児・病後児保育等)	
■ 遊びに来ませんか	26
(育児交流会、地域子育て支援センター、児童館、ミヤケン元気21等)	
■ 病気や障がいのあるお子さんのために	30
(手帳関係、医療制度、日常生活支援関係、障害児通所支援施設等)	
■ ひとり親家庭のために	35
(経済的支援、就業支援、生活支援等)	
■ 小・中学生になったら	39
(就学相談、就学援助制度、不登校支援体制等)	
■ 前橋市内幼稚園/保育所(園)一覧	41
■ 前橋市内認定こども園一覧	42
■ 前橋市内小中学校等一覧	43
■ 前橋市内放課後児童クラブ一覧	43
■ 主な流行性疾患・感染症一覧	45
(麻しん、インフルエンザ、風しん、水痘、おたふく、プール熱、百日せき、急性出血性結膜炎、溶連菌感染症、手足口病、ロタウイルス・ノロウイルス感染症、RSウイルス感染症、とびひ等)	
■ パパにできること	47
■ ジョブセンターまえばし	49
■ 市内案内図	50

※当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています。
※コンテンツの一部は、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/>)の情報をもとに株式会社ジチタイアドが作成したものです。



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2026年7月発行

発行:前橋市

編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

妊娠したら

妊娠中は、赤ちゃんのこと、身体のこと、産後のこと、いろいろ心配や不安があると思います。気軽に相談、お問い合わせください。



産婦人科等で診察を受けて母子健康手帳をもらいましょう

母子健康手帳は、妊娠の届出をすると交付されるもので、お母さんとお子さんの健康状態を記録する大切な手帳です。妊婦健診や乳幼児健診、予防接種等を受ける際に必要になります。

〈対象〉 前橋市に住民票のある妊婦

〈必要なもの〉 医療機関発行の「妊娠届出書」、「マイナンバー(個人番号)カード」

※マイナンバーカードがない場合は、マイナンバーが確認できる書類と写真付きの身分証明書をお持ちください。

〈交付窓口〉 前橋市保健センター内 こども支援課

〈内容〉 保健師から母子健康手帳の使用方法や今後の母子保健サービスについて案内し、妊娠中の生活や不安なことなどの相談にのります。

〈問い合わせ〉 前橋市保健センター内 こども支援課 電話 027-212-8337

※妊娠届出時の面談後に妊婦支援給付金の手続きが行えます。5ページをご参照ください。

妊婦健康診査を受けましょう

母子健康手帳交付時に、「妊婦一般健康診査受診票」を交付します。妊婦さんとおなかの赤ちゃんのために定期的に妊婦健診を受けましょう。

〈対象〉 前橋市に住民票のある妊婦

〈内容〉 妊婦一般健康診査受診票を14枚交付します。※多胎の場合は、追加で5枚交付します。

妊婦健診受診時に受診票を医療機関へ提出してください。一定金額を助成するもので、自己負担が発生する場合があります。妊婦健康診査を実施する県内の医療機関等

〈受診場所〉 ※県外で受診した場合は申請により健診費用の一部を助成します。

〈問い合わせ〉 前橋市保健センター内 こども支援課 電話 027-212-8337

妊娠中の心と身体の健康の相談は・・・

妊娠中は心も身体も不安定になりやすい時期です。保健師・助産師が家庭訪問・電話相談をしています。お気軽にご利用ください。

〈問い合わせ〉 前橋市保健センター内 こども支援課

前橋市こども家庭センター 妊娠出産に関する専用電話 027-220-5710

妊婦歯科健康診査を受けましょう

母子健康手帳交付時に、妊娠中に1回無料で個別に受けられる「前橋市妊婦歯科健康診査受診票」を交付します。妊婦さんとおなかの赤ちゃんのために、妊娠16週を過ぎ安定期に入ったら早めに受診しましょう。

〈対象〉 おおむね妊娠16週～27週

※この期間以外は医師・歯科医師と相談の上、受診してください。

〈受診場所〉 妊婦歯科健康診査を実施する市内医療機関

詳細はホームページでご確認ください。

〈必要なもの〉 前橋市妊婦歯科健康診査受診票・母子健康手帳・マイナ保険証(または資格確認書)

〈問い合わせ〉 前橋市保健センター内 こども支援課 電話 027-220-5704

RSウイルス感染症定期予防接種を受けましょう

令和8年度からRSウイルス感染症定期予防接種が始まりました。この予防接種は、生まれてくる赤ちゃんのRSウイルス感染予防を目的としています。詳細はホームページをご確認ください。

〈接種期間〉 妊娠28週～36週6日

〈接種場所〉 市内医療機関または県内契約医療機関。県外で接種する場合は、事前に保健予防課に申請が必要です。

〈必要なもの〉 予診票、母子健康手帳、マイナ保険証(または資格確認書)

〈問い合わせ〉 前橋市保健所 保健予防課 電話 027-212-3707

思いやり駐車場利用証を交付します

妊産婦の方に、公共施設や商業施設などに設置されている思いやり駐車場へ駐車するための利用証を交付します。(発行は群馬県)

〈対 象〉 妊娠7か月～産後1年の妊産婦

〈必要なもの〉 母子健康手帳

〈交付窓口〉 前橋市保健センター内こども支援課、前橋市保健所内障害福祉課、前橋市役所内長寿包括ケア課、介護保険課、大胡支所、宮城支所、粕川支所、富士見支所

問い合わせ 前橋市保健センター内 こども支援課 電話 027-220-5704
 <郵送の場合・制度の詳細について> 群馬県障害政策課 電話 027-226-2634

ハローベビークラスに参加しましょう

初めての妊娠、出産、育児等について家族で学べる場です。

〈対 象〉 おおむね妊娠5～9か月の初妊婦
 妊婦さんのみでも、夫や家族などと2名での参加も可能です。

〈会 場〉 前橋市保健センター

〈内 容〉 妊娠期からの栄養・おくちの健康(管理栄養士・歯科衛生士)
 赤ちゃんのいる生活(保健師)
 出産のイメージ作り(助産師)
 ※各々、別日程で開催します。ご希望の日にお申し込みください。
 詳細はホームページでご確認ください。

問い合わせ 前橋市保健センター内 こども支援課 電話 027-220-5704



前橋市・高崎市共通のマタニティマーク

マタニティマークは、妊娠していることが外見から分かりにくい妊娠初期の方が、周りの人からの配慮を受けられやすくし、妊婦さんが安心できる環境づくりを目指すものです。

「マイタク」でタクシー運賃を支援します

妊産婦の方がマイナンバーカードに「マイタク」の登録を行うことで、タクシー運賃の割引が受けられます。マイナンバーカードをお持ちでない方は、紙利用券でマイタクが利用可能です。

〈対 象〉 母子健康手帳が交付された日～出産予定日の12か月後の月末にある妊婦

〈支 援 額〉 ①乗車する登録者が1人の場合:運賃の半額(上限1,000円。1運行につき2回まで利用可能)
 ②乗車する登録者が複数人の場合:1人最大500円(1運行につき1人2回まで利用可能)

〈利用回数〉 年間70回(紙利用券の方は年間40回)

〈必要なもの〉 マイナンバーカード(紙利用券の方は、その他の本人確認書類)、母子健康手帳または出産予定日を確認できる書類

〈登録窓口〉 ①前橋市役所1階マイタク登録窓口 ②各支所(大胡・宮城・粕川・富士見) ③前橋市保健センター内こども支援課
 ④前橋市保健所内障害福祉課・保健予防課(紙利用券の方は①のみとなります)

問い合わせ 交通政策課 電話 027-898-5844

赤ちゃんが生まれたら

ご出産おめでとうございます!前橋市では、安心して子育てができるよう各種手当、助成を行っています。
申請しないと利用できませんので、忘れずに行いましょう。

出
産

出生届

赤ちゃんが生まれた日を含めて14日以内に、出生届を作成し父母の所在地(住所地、一時滞在地を含む)、赤ちゃんの本籍地もしくは出生地の市町村窓口へ提出してください。また、希望する場合は届出時にマイナンバーカードの申請を行うことができます。

〈必要なもの〉 出生届、母子健康手帳 〈取扱窓口〉 市役所1階 8番窓口、各支所(城南、大胡、宮城、粕川、富士見)

問い合わせ 市民課戸籍係 電話 027-898-6103

健康保険の手続き(※)

国民健康保険に加入している方は、赤ちゃんが生まれた日から14日以内に赤ちゃんの加入手続きをしてください。

〈必要なもの〉 届出に来る方の本人確認書類(マイナンバーカード等)

〈取扱窓口〉 市役所2階 21番窓口、各支所(城南、大胡、宮城、粕川、富士見)

問い合わせ 国民健康保険課 電話 027-898-6250 ※国保以外の保険に加入する場合は、勤務先等で加入手続きをしてください。

産前産後期間に係る国民健康保険税軽減制度

国民健康保険に加入している方が出産する際、産前産後の一定期間の国民健康保険税が軽減されます。

〈対象〉 国民健康保険被保険者で出産(予定)日が、令和5年11月1日以降の方

※出産とは、妊娠85日以上の方をいい、死産、流産、早産及び人工妊娠中絶を含みます。

〈軽減になる保険税〉 出産する被保険者の所得割額と均等割額から、出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月相当分が軽減されます。多胎妊娠の場合は、出産予定月(又は出産月)の3か月前から6か月相当分が軽減されます。

〈申請方法〉 電子申請、窓口申請又は郵送申請。

※出産予定日の6か月前から届出ができます。

〈必要なもの〉 届出に来る方の本人確認書類(マイナンバーカード等)、

母子健康手帳(多胎妊娠の場合は、お子さん各々の母子健康手帳の提示が必要です。)

〈取扱窓口〉 市役所2階 21番窓口、各支所(城南、大胡、宮城、粕川、富士見)

問い合わせ 国民健康保険課 電話 027-898-6250

詳しくはこちらの
二次元コードから→



福祉医療(子ども)

お子さんが医療費の助成を受けるための受給資格者証を交付します。お子さんが健康保険等に加入の手続きが済みましたら申請してください。病气やけがで、お子さんが医療機関を受診するときに受給資格者証を提示またはマイナ保険証でオンライン資格確認すると、保険診療の自己負担額が無料となります。

〈対象〉 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども

〈申請方法〉 電子申請、窓口申請又は郵送申請

※郵送申請をご希望の場合は、下記まで問い合わせてください。

〈必要なもの〉 お子さんのマイナ保険証または資格確認書

※窓口申請の場合は、届出に来る方の本人確認書類(マイナンバーカード等)

〈取扱窓口〉 市役所2階 24番窓口、各支所(城南・大胡・宮城・粕川・富士見)

福祉医療の手続きは、電子申請がおすすめです!!

電子申請に 必要なもの

お子さんの資格確認書等の画像データが必要です。

あらかじめスマートフォン等で撮影し、画像データをご用意のうえ電子申請してください。

スマートフォンから

お手持ちのスマートフォンから
右の二次元コードを
読み取り電子申請システムへ



▲電子申請はこちら



パソコンから

キーワード検索で前橋市ホームページへ
アクセスし、電子申請システムへ

前橋市 福祉医療 電子申請

検索

問い合わせ 国民健康保険課 電話 027-257-0680(FAX 027-243-9243)

未熟児養育医療給付

指定医療機関において入院加療を必要とする1歳未満の未熟児に対し、医療費の自己負担分について公費負担する制度です。

問い合わせ 前橋市保健センター内 こども支援課 電話 027-220-5704

出産育児一時金

国民健康保険に加入している方が分娩したとき(妊娠12週以上の死産、流産を含む)出産育児一時金が支給されます。

現在、出産育児一時金では、直接支払制度が導入されています。国民健康保険や、各自が加入している医療保険から直接医療機関に支払う制度です。

出産をする医療機関等の窓口で退院時までに、出産育児一時金の申請・受取に関する「合意文書」締結の手続きをしてください。

「合意文書」は医療機関等にありますが、病院の窓口でおたずねください。(合意文書、領収・明細書は大切に保管してください)

〈出産育児一時金の額〉

50万円(ただし、妊娠22週未満の分娩、海外での出産、または産科医療補償制度未加入の病院等での出産の場合は48.8万円となります)

〈直接支払制度を利用した場合〉

出産費用が支給額を超えた場合……退院の際にその差額を病院等へお支払いください。

出産費用が支給額に満たない場合…申請をすることで、差額が支給されます。

〈必要なもの〉

直接支払制度の合意文書、医療機関等発行の領収・明細書、世帯主名義の預金通帳、来庁者の本人確認書類(マイナンバーカード等)

※死産、流産の場合は、死産証明書や死胎埋火葬許可証等の分娩週数の分かる書類が必要です。

〈海外での出産の場合〉

上記のうち、直接支払制度の合意文書、医療機関等発行の領収・明細書は不要ですが、出生証明書及びその日本語訳、パスポートの写し(顔写真のページと、日本から出国し現地で出産後、日本へ帰国した一連の流れが確認できるページ)が必要です。

問い合わせ 国民健康保険課 電話 027-898-6249

※国保以外の保険に加入している場合は、各保険機関へお問い合わせください。

※直接支払制度を利用しない方は出産費用を全額支払い、前橋市に「出産育児一時金」の申請をしていただきます。

妊婦支援給付金、妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から出産・子育てまで一貫して家庭に寄り添い、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施しています。

問い合わせ 前橋市保健センター内 こども支援課 電話 027-212-8337(伴走型相談支援)
電話 027-220-5704(妊婦支援給付金)

〈伴走型相談支援〉詳しくは下の二次元コードを参照

〈面接実施のタイミング〉①妊娠届出時

②妊娠7～8か月頃(アンケートに回答、希望者に面談)

③出産後(こんにちは赤ちゃん訪問)

〈面談の対象者〉妊婦、産婦など



〈経済的支援〉詳しくは下の二次元コードを参照



児童手当

高校生年代まで(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)のお子さんを養育している父または母のうち、生計を維持する程度の高い方(原則所得の高い方)に支給されます。申請のあった翌月から支給となり、さかのぼっての請求はできません。公務員(一部を除く)の方は勤務先で申請してください。

〈手続き〉 出生日・前住所地での転出予定日の翌日から15日以内に申請が必要です。

※申請が遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなります。

〈必要なもの〉 《新規申請(転入や初めてのお子さんの出生など)の場合》

●児童手当認定請求書(ホームページよりダウンロードもしくは各窓口にあります)

●申請者(保護者)名義の通帳の写し(公金受取口座の場合は不要)

●申請者(保護者)及びその配偶者のマイナンバーがわかる書類及び来庁者の本人確認書類

※児童の住所が市外の場合、児童のマイナンバーが分かる書類も必要となります。

※その他、状況に応じて別途必要となる書類があります。

《増額申請(2人目以降のお子さんの出生など)の場合》

●児童手当額改定認定請求書(ホームページよりダウンロードもしくは各窓口にあります)

〈取扱窓口〉 前橋市保健センター内 こども支援課、市役所2階 25番窓口、各支所(大胡、宮城、粕川、富士見、城南)、

上川淵・桂萱・東・元総社・南橋の各市民サービスセンター(転出入に伴う手続きのみ)

※郵送での手続きも可能です。

ただし、こども支援課で書類の確認ができた日が申請日となりますので、手続きが遅れないようにご注意ください。

※マイナポータル内のぴったりサービスを利用し、オンラインで手続きすることもできます。

電子申請はこちらの二次元コードから→



〈支給月〉 年6回(偶数月)

〈手当月額〉 児童1人あたり 【0~3歳未満】 15,000円 第3子以降:30,000円
【3歳~高校生年代】10,000円 第3子以降:30,000円

※手当月額において第3子以降とは、22歳の誕生日以後の最初の3月31日までの養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

問い合わせ 前橋市保健センター内 こども支援課 電話 027-220-5701





群馬で生まれた赤ちゃん全員、ママのスマホの待ち受けに!

ウェルカムベビー撮影会



ママの携帯の待受を愛しい我が子の写真にしよう!
すべての赤ちゃん生まれてから1回無料で参加できるベビー撮影会。

**参加
無料**



※写真はイメージです

参加特典

写真データ1カットプレゼント(LINEにてお渡し)

※プラス¥1,000で5カットデータにもできる!!

- 参加対象** 生後12ヵ月までのあかちゃん
- 参加費** 参加無料!(参加はお一人1回のみ) ※事前予約制
- 開催会場** 開催会場は群馬県内のこども園・子育て施設などで開催 ※予定

詳しい開催会場情報や参加方法はスマイルプロジェクト公式LINEで配信します。
お友達追加して配信をお待ちください。

スマイルプロジェクト公式LINEにお友達追加して
いろんな撮影会やイベントに参加しよう!

無料で参加できるベビー撮影会・園服撮影会・卒園撮影会などを開催しています。



LINE 公式アカウント

子育てを応援します

お子さんの健やかな成長のために。育児はみんなで支えあうもの。
地域には担当の保健師がいます。気軽に相談してください。

妊産婦・新生児家庭訪問

出生届出後1週間位で「お子さんの健康に関する書類」がご自宅に送付されます。
その中に入っている出生連絡票を郵送してください。保健センターに出生連絡票が届いたら、第1子の
方全員と第2子以降で訪問を希望した方には、助産師から電話をさせていただき、生後2か月頃までに
家庭訪問をしています。

早めに家庭訪問を希望される方は、直接こども支援課へご連絡ください。
ひとりで悩んでいるのはつらいことです。お気軽にご相談ください。
また、妊娠中の困ったこと、心配事がある方にも家庭訪問・電話相談をしています。



乳幼児家庭訪問

新生児、乳幼児のいるご家庭に、保健師等が訪問して育児の相談、アドバイスを行います。

こんにちは赤ちゃん事業

生後4か月までのお子さんがあるすべての家庭に保健師や助産師等が訪問します。訪問時には各種母子保健事業を紹介し、
子育て情報等のパンフレット・絵本引換券(ブックスタート事業)をお届けします。

※上記いずれかの家庭訪問がお済みの方は妊婦支援給付金の手続きが行えます。5ページを参照ください。

新生児聴覚検査を受けましょう

母子健康手帳交付時に、新生児聴覚検査費用の一部を助成する「新生児聴覚検査受診票」を交付します。
赤ちゃんのすこやかな成長のために、ぜひ検査を受診してください。

〈助成対象〉 新生児聴覚検査受診票を交付され、原則生後2か月以内に検査を実施した赤ちゃん

〈助成金額〉 検査にかかる費用の一部助成として、上限3,000円、一人につき検査1回まで

〈受診場所〉 新生児聴覚検査を実施する産科医療機関等 ※県外で検査をした場合は、申請により検査費用の一部を助成します。

問い合わせ 前橋市保健センター内 こども支援課 電話 027-220-5703

産婦健康診査を受けましょう

母子健康手帳交付時に、産婦健康診査の一部を助成する「産婦健康診査受診票」を2枚交付します。産後の心身の健康状態を
確認し、安心して育児を行えるように、ぜひ受診してください。

〈助成対象〉 産婦健康診査受診票を交付され、産後約2週間、産後約1か月の時期に、受診票に記載のあるすべての健診項目を
実施した産婦

〈助成金額〉 1回の受診につき5,000円を上限として、一人につき2回

〈受診場所〉 産婦健康診査を実施する県内の医療機関等 ※県外で受診した場合は申請により健診費用の一部を助成します。

問い合わせ 前橋市保健センター内 こども支援課 電話 027-212-8337